

福島県県外保育士移住促進事業実施要綱

第1 目的

県外から移住して県内保育所等に就職した保育士に移住支援金を支給することにより、県内への移住を促進し、県内保育士の確保・定着を図ることを目的とする。

第2 実施主体

業務の実施主体は福島県とし、本業務のうち、移住支援金の募集、問い合わせ対応、申請書類等のとりまとめにかかる業務を、社会福祉法人福島県社会福祉協議会に委託して実施するものとする。福島県においては、申請書類の審査、交付決定、移住支援金の支給を行う。

第3 事業の内容

県外から移住して県内保育所等に就職し、一定期間勤務した保育士に対し、移住支援金を支給する。

第4 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「保育所等」とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等、従事に際して保育士資格を要する施設をいう。
- (2) 「移住」とは、生活の本拠地が県外から県内に移ることをいい、住民票の異動の有無や住居の形態は問わない。

第5 対象者

対象者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 保育士の資格を有し、保育士登録を受けていること。
- (2) 県内の保育所等に就職するため県内に転居し、その後も継続して県内に居住していること。
- (3) 申請があった日が属する年度の前年度の4月1日以降に県内に所在する保育所等に雇用され、その後も1年以上保育士として県内の保育所等に勤務すること。
- (4) 本支援金の交付を受けた後も継続して県内に勤務する意思を有すること。
- (5) 保育所等の設置者等との直接雇用契約に基づく就業で、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。期間の定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め1年未満で終了するものではないこと。
- (6) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (7) 本事業以外に福島県が実施する同様の支援金の交付を受けていないこと。

第6 助成対象期限

毎年度3月末日までに勤務期間が1年に達した者又は確実に達する見込みであ

る者を対象とする。

第7 対象経費等

使途は問わないものとする。

第8 交付額及び上限額

交付額は、移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）1人当たり300,000円とする。

第9 募集人数

募集人数は、予算を超えない範囲の人数とし、原則先着順で受け付けるものとする。

第10 申請方法

申請者は、要件を満たした場合、速やかに「福島県県外保育士移住促進事業交付申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、「在職証明書」（様式第1-1号）その他資料を付して、申請しようとする年度の3月10日までに社会福祉法人福島県社会福祉協議会を経由して知事に申請を行うものとする。

なお、申請年度の3月末日までに勤務期間が1年に達することが見込まれる場合も上記と同様に、3月10日までに社会福祉法人福島県社会福祉協議会を経由して知事に申請を行うものとする。

この場合、勤務期間が1年に達した後に再度「在職証明書」（様式第1-1号）を作成し、4月10日までに知事に提出する。

第11 交付決定等

知事は、提出された交付申請書を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書により申請者に通知する。

また、適当でないと認めるときには、交付不承認通知書により申請者に通知する。

なお、勤務期間が1年に達することとなる月に勤務の実態があり、勤務期間が確実に1年に達する見込みであることを確認し、交付要件を満たすと認める場合に交付することとする。

第12 交付方法

交付決定を受けた申請者は、「福島県県外保育士移住促進事業送金口座申請書」（様式第2号）を知事に提出する。知事は、速やかに移住支援金を支出し、送金通知書により通知するものとする。なお、申請年度の3月末日までに勤務期間が1年に達することが見込まれる場合は、勤務期間が1年に達した後に提出された「在職証明書」（様式第1-1号）の確認後、支出する。

第13 その他

この要綱に定めるほか、業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。